



熊本県公報

号外 第18号
令和4年(2022年)
3月31日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課) 1
○熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建築課) 2
○熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(〃) 2
訓 令	
○熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令	(会計課) 3

規 則

熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第8号

熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県景観条例施行規則(昭和62年熊本県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(13) 太陽光発電施設(自立する構造であつて、土地に設置されるものに限る。)

第3条に次の1号を加える。

(6) 太陽光発電施設

第4条第2項を次のように改める。

2 条例第2条第6項第2号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

(1) 第2条第1号から第5号まで及び第7号から第12号までに規定する工作物 高さ13メートル又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル

(2) 第2条第6号に規定する工作物 高さ20メートル又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル

(3) 第2条第13号に規定する工作物 高さ(太陽電池モジュール及びその架台を含む工作物(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であつて、当該工作物に隣接し、又は近接するものを含む。))の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。)13メートル又はその敷地の用に供する土地の面積(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であつて、当該工作物に隣接し、又は近接するものの敷地の用に供する土地の面積を含む。)1,000平方メートル

第8条第1項第3号に次のように加える。

オ 第2条第13号に規定する工作物で、高さが1.5メートル以下かつ事業区域の面積が100平方メートル以下のもの

別表第1中「

現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
------	--------------------------	--------------------------

」を

「現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
太陽光発電施設に関する図面(太陽光発電施設を設置する場合に限る。)	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積 フレーム、架台その他の附属設備の色彩 完成予想図(出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合にあっては、フォトモンタージュ又はイメージパス)	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併記することができる。

に改める。」

別表第2中「

現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
------	--------------------------	--------------------------

」を

「現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。	に改める。
太陽光発電施設に関する図面（太陽光発電施設を設置する場合に限る。）	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積フレーム、架台その他の附属設備の色彩 完成予想図（出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合には、フォトモンタージュ又はイメージパス）	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併記することができる。	

別表第3中「

現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
------	--------------------------	--------------------------

」を

「現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。	に改める。
太陽光発電施設に関する図面（太陽光発電施設を設置する場合に限る。）	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積フレーム、架台その他の附属設備の色彩 完成予想図（出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合には、フォトモンタージュ又はイメージパス）	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併記することができる。	

附 則
この規則は、令和4年10月1日から施行する。

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第9号

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則
熊本県建築士法施行細則（昭和26年熊本県規則第27号）の一部を次のように改正する。
第14条第1項中「氏名」を「受験番号」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第10号

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
熊本県建築基準法施行細則（昭和54年熊本県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「表2の(22)項の(ろ)欄及び(63)項の(ろ)欄」を「表2の(21)項の(ろ)欄及び(61)項の(ろ)欄」に、同項第2号中「表2の(63)項の(ろ)欄」を「表2の(61)項の(ろ)欄」に改める。

第5条第1項中「表2の(30)項の(ろ)欄」を「表2の(29)項の(ろ)欄」に改める。

第8条中「表2の(24)項の(ろ)欄」を「表2の(23)項の(ろ)欄」に、「同表の(30)項の(ろ)欄」を「同表の(29)項の(ろ)欄」に改める。

第20条第2項中「別記第29号様式」を「別記第24号様式」に改める。

第21条中「別記第30号様式」を「別記第25号様式」に改める。

別記第1号の3様式中「印」及び「平成」を削る。

別記第8号の4様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

別記第8号の5様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

別記第8号の6様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

別記第9号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第

2号を備考とする。
 別記第11号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。
 別記第13号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。
 別記第15号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。
 別記第17号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第3号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各地方出先機関
 教育委員会事務局
 人事委員会事務局
 監査委員会議
 労働委員会事務局
 警察委員会事務局
 議事事務局

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令
 熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令（昭和60年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式

備考
この用紙はPay-easy(ペイジー)に対応していますので、熊本県の指定金融機関、取納代理金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング(携帯電話等による金融機関との取引)ATM(現金自動預払機)等を利用して取納することができます。

心
産
産
産

監

|

|

熊本県 額取済通知書

県蔵入



収納機 番号	43000	納 番 号		納 区 分		金 額	円
納 期 限		納 付 目 的					

納入 義務者 年度		会 計		所 属		額 取 済 印 欄
①金額を訂正した場合はお取 扱いできません。 ②バーコードの印字がない場 合、バーコードの読み取りが できない場合は金額(50万 円未満)を数字で入力するこ とができます。ただしお取扱い できません。						(熊本県/CNS等本部印) 熊本県指定金融機関 熊本県取納代理金融機関 熊本県会計管理者 様
上記の金額を取納しました。 熊本県指定金融機関 熊本県取納代理金融機関						

熊本県 納入書

県蔵入



金 額		納 付 番 号		納 入 義 務 者		円
年 度		年 度		会 計		所 属
納入義務者 様 年度 会計 所 属 款 一 項 一 目 一 節 一 細 節 調定内訳番号 納 期 限 上記の金額を 納入します。						
額取済印欄 (金融機関/CNS等居座印)						

熊本県 納入通知書兼額取書

県蔵入



収納機 番号	43000	納 番 号		納 区 分		金 額	円
納 期 限		納 付 目 的					
納入 義務者 年度		年 度		会 計		所 属	
納入義務者 様 年度 会計 所 属 款 一 項 一 目 一 節 一 細 節 調定内訳番号 上記の金額を納入してください。 年 月 日 熊本県蔵入徴収者 上記の金額を領収しました。 熊本県指定金融機関 熊本県取納代理金融機関 額取済印欄 収入印紙不要 (納入者控)							

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式

熊本県 領 収 通 知 書

県 蔵 入

取納機関 番号	43000	納 番 号	納 付 区 分	金 額	円
		確 認 番 号			
		納 付 目 的			

私 込 者

私 込 者	年 度	会 計	所 属	額 取 済 印 欄

(C/S等取納用)

①金額を訂正した場合はお取
扱いでございます。
②バーコードの角字がない場
合、バーコードの読み取りが
できない場合は金額(30万
円を超えるものは、コンビニ
エンスストア等ではお取扱い
できません。

上記の金額を収納しました。
熊本県会計管理者 様
熊本県指定金融機関 熊本県収納代理金融機関

(熊本県/C/S等本部印)

熊本県 私 込 書

県 蔵 入

金 額	円
納 付 番 号	
私 込 者	

年 度	会 計	所 属

上記の金額を
払い込みます。

納 期 限

調定内訳番号

額 取 済 印 欄

(金融機関/C/S等本部印)

熊本県 領 収 書

県 蔵 入

取納機関 番号	43000	納 番 号	納 付 区 分	金 額	円
		確 認 番 号			
		納 付 目 的			
私 込 者	年 度	会 計	所 属		

上記の金額を領収しました。

熊本県指定金融機関 熊本県収納代理金融機関

額 取 済 印 欄

収入印紙不要 (納入者控)

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式

熊本県 領収済通知書

県歳入

取納機関 番号	43000	納 番 号	納 区 分	金 額	円
納 期 限		確 認 番 号			
		納 付 目 的			

納 入 義 務 者 名 義	
---------------------------------	--

納 入 義 務 者 名 義	様	会 計	所 属	領 収 済 印 欄
年 度				
<small>(1)金額を訂正した場合はお取 消しください。 <small>(2)バーコードの印字がない場 合、バーコードの読み取りが できない場合又は金額が50万 円を超えるものは、コンビニ エンスストア等ではお取扱い できません。</small> </small>				
上記の金額を収納しました。 熊本県会計管理者 様 熊本県指定金融機関				

(熊本県/OS等本部控)

熊本県

金 額	納 付 番 号	年 度	会 計	所 属	領 収 済 印 欄

(金融機関/OS等店舗控)

熊本県 収入通知書

県歳入

取納機関 番号	43000	納 番 号	納 区 分	金 額	円
納 期 限		確 認 番 号			
		納 付 目 的			
納入義務者 様					
収 支 シ ス テ ム 区 分	A	調 定 区 分	年 度	会 計	所 属
款一項目一節一細節					
調 定 内 訳 番 号					

熊本県指定金融機関
上記の金額を受け入れてください。

熊本県会計管理者

印

様

領収済印欄

収入印紙不要 (納入者控)

附 則

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。